

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年1月21日

徳島県知事 殿

住 所 徳島県勝浦郡上勝町大字
福原字川北 62 番地 2
名称及び代表者の氏名 上勝町商工会
会長 山下 俊洋

住 所 徳島県勝浦郡上勝町大字
福原字下横峯 3 番地 1
名称及び代表者の氏名 上勝町
町長 花本 靖

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：武蔵 佳伸

(別表1)

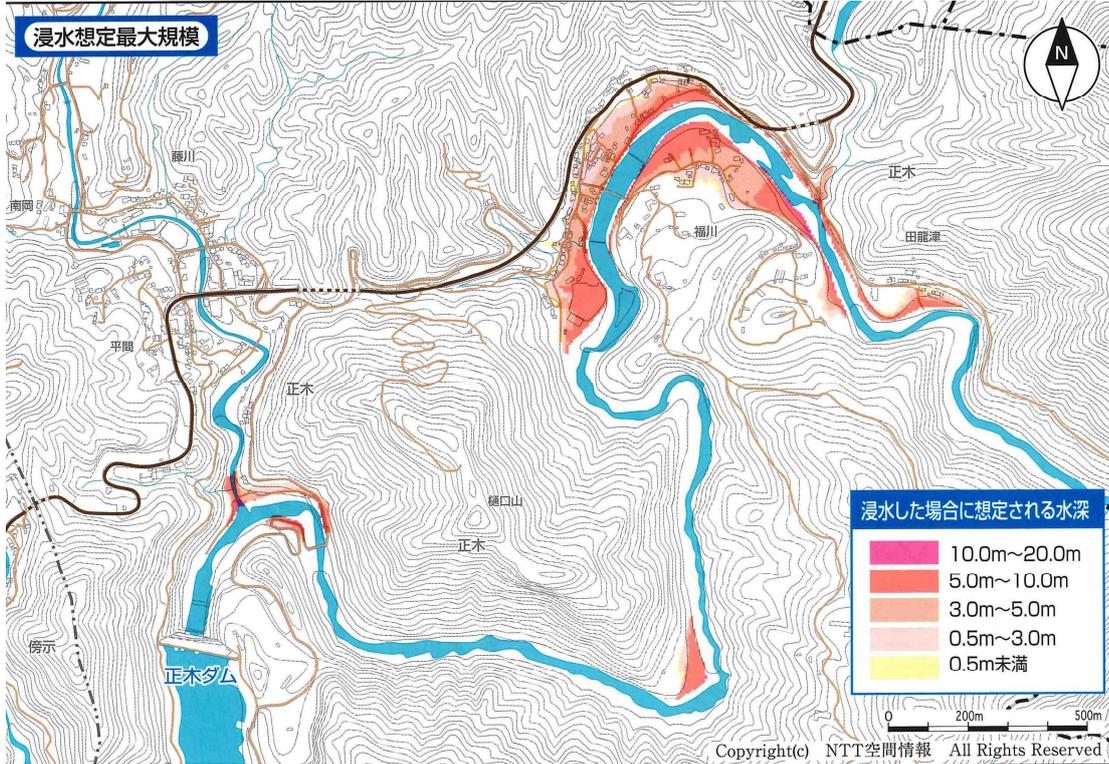
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

【上勝町】

(洪水：上勝町総合防災マップ)



(1) 地域の災害リスク

正木ダム下流域での緊急放流時浸水想定を示したものであり、水防法第14条に基づく洪水浸水想定ではありません。

浸水想定最大規模・勝浦川水系勝浦川について、想定最大規模降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示したものです。

上記マップによると、福川地区が、最大5mを越す浸水が想定されている。

(土砂災害：上勝町総合防災マップ)

全域に険峻な山が多く、傾斜が急な地域では土石流や地すべりが発生する恐れがある、土砂災害警戒区域が多数指定されている。

上勝町における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況

【令和2年3月1日現在】

市町村名	土石流		急傾斜		地すべり		計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
上勝町	52	50	247	244	9	0	308	294

※ 重複区域を除いた純指定箇所数

○「土砂災害警戒区域(イエロー)」とは
土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

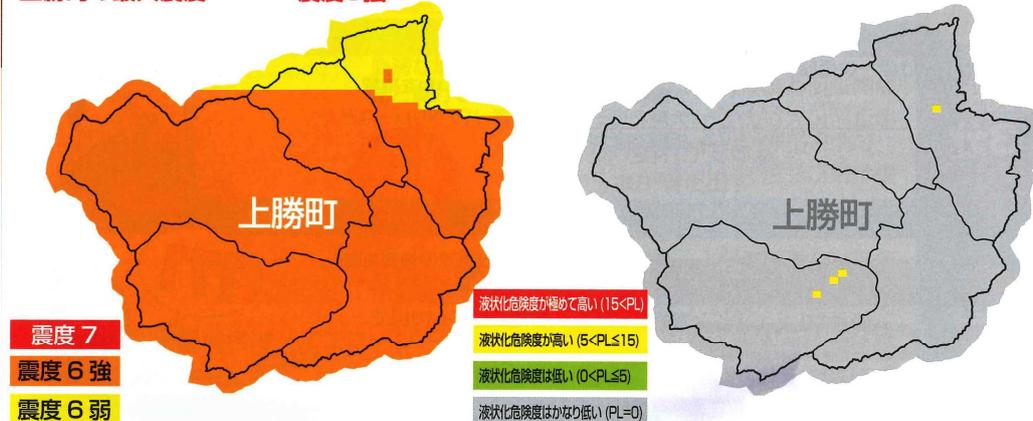
○「土砂災害特別警戒区域(レッド)」とは
土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域

(地震：徳島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）)

南海トラフ巨大地震……震度分布図

液状化危険度分布図

上勝町の最大震度 —— 震度6強



徳島県地域防災計画によると、最大で当町は「南海トラフ巨大地震」による地震で震度6強の揺れに見舞われる恐れがあり、200棟以上の建物の全壊、避難者数は380人以上と推定されており、山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の流行（エピデミックやパンデミック）、さらに他の災害により発生し得る感染症や避難者の集団としての特性により発生し得る感染症は、大きな健康被害と社会・経済活動に甚大な影響をもたらすことが想定される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 120人
- ・小規模事業者数 115人

【内訳】

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・上勝町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・上勝町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・あいおいニッセイ同和損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

（5年間の計画策定目標）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業継続力強化計画	2	2	2	2	2
BCP	1	1	1	1	1

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 事業者に対する災害リスクの周知並びに事前対策の必要性

①巡回指導等による周知

巡回指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、各事業所の立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、感染症対策、水災保証等の損害保険・共済加入等）について周知する。（巡回指導件数：100回/年）

②事前対策及び発災時の対応に係る取組内容の周知

行政の広報、商工会報、ホームページやメールマガジン、また地元ケーブルテレビ等を通じて、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCPの策定支援

小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

④BCP計画策定セミナーの開催

外部専門家を講師に招き、事業者BCP（事業者連携BCP、地域連携BCP、事業継続強化計画を含む）の策定を目的としたセミナーを年1回以上開催する。

⑤専門家との連携による普及啓発

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

商工会は、令和3年に本事業継続計画を策定。

3) 商工会と行政の連携

①発災時の報告及び命令系統の構築

自然災害等発生時には、行政及び商工会役員等と連絡を取り合い、地区内の小規模事業者の被害状況

の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

②被害状況判断基準の共有

商工会と行政は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）算定方法について、本計画実施前（令和 4 年 3 月）に確認しておく。

なお、被害状況の確認方法については、商工会職員による現地確認とするが、現地に赴くことができない場合は電話等で確認する。

被害額（合計、建物、設備、商品等）算定方法については、被災した小規模事業者からの聞き取り調査とする。その際、当該小規模事業者の固定資産台帳や決算書を商工会が保有している場合は、これを有効に活用する。

4) 関係団体との連携

①損保会社等との連携によるセミナーの開催

損害保険会社等と連携し、専門家等を講師とした普及啓発セミナーを開催する。

②損保会社等との連携による損害保険の紹介

損害保険会社等と連携し、商工会が取扱っている各種共済及び保険（全国商工会会員福祉共済、総合保険等）を小規模事業者へのヒアリングにより把握したニーズにマッチする商品を紹介する。

③関係機関との連携

関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

5) 計画の定着

①講習会の開催

大規模災害が発生した場合、商工会と行政の部署ごとに担うべき役割等を認識し、担当者だけでなくその他職員も事業継続力強化支援計画（以下、「当該計画」という）の習熟に努める。そのため、商工会職員を対象とした講習会を年 1 回開催する。

②被害状況の報告様式

商工会が独自に制定した「商工関係被害集計表」を報告様式とする。

6) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード 7.0 の地震）が発生したと仮定し、年 1 回、商工会と行政との間における連絡ルートの確認等を行う。また訓練は必要に応じて随時実施する。

7) 当該計画の継続的改善とフォローアップ

①当該計画の見直し

当該計画は、分析や対策を通じて明らかになった課題に対する取組状況を評価するとともに、訓練を通じて明らかになった問題等を踏まえて、より具体的な行動計画となるよう、継続的に改善を行う。また、組織の改編や業務資源等の状況変化があった場合には必要に応じて見直しを行う。

②取組状況フォローアップ

小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認を行う。

(2) 発災後の対策

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後、事前に作成している商工会職員緊急連絡網を用いて、商工会職員の安否確認等を行う。

②過去の災害時、通話規制により携帯電話の音声通話が使いづらくなる事象もあったため、現行の連絡体制ではスムーズな安否確認ができないことが予想される。SNS の併用等、効果的な手法を検討する。

③感染症の流行時は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 第 15 条に基づく政府対策本部が設置された時点スタートとし、職場における感染対策を最優先に行う。

2) 応急対策の方針決定

商工会と行政との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

休日や夜間など執務時間外に災害が発生した場合の役割分担を決める。

職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
本計画により、商工会と行政が想定する被害規模の目安を以下のように定め、以下の間隔で被害情報等を共有する。

大規模な被害がある	地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
	被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

発災後～1週間	2日に1回以上は情報共有を行う
1週間～2週間	1週間に2回以上は情報共有を行う
2週間～1カ月	1週間に1回以上は情報共有を行う
1カ月以降	2週間に1回以上は情報共有を行う

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

1) 商工会と行政

自然災害発生後の初動対応としては、事前に取り決めた方策及び役割分担に基づき、商工会会長が指示命令者となり、指示命令により商工会職員が被災地に向かい、小規模事業者の安否確認や被害状況等の情報収集を行う。

また、その他の商工会職員については、商工会役員等に電話を掛け、安否確認や近辺の被害状況等を調査し、緊急を要する場合がないか確認するとともに、被害状況の聞き取りを行う。

集計結果等については、商工会職員が調査した災害状況等を端末に入力し、行政を含む関係団体に報告すると共に迅速な支援の実施を目指す。

二次災害を防止するため、情報収集のための被災地への巡回は、商工会職員の安全を最優先として可能な範囲で行う。また自然災害が休日や夜など勤務時間外に発生した場合は、出勤後に安全を確認したうえで対応することとする。

感染症の流行時は、行政を始め、国、県と対策の方針等について情報の共有化を図る。

2) 県との連絡体制

商工会と行政が共有した情報を、商工会は徳島県商工会連合会を通して徳島県商工政策課へ、報告する。

被害状況の報告は、「商工関係被害等集計表」により、電子メールまたはFAXで報告するものとする。併せて、県指定の携帯電話へ連絡するものとする。

商工会と行政は被害状況を確認し、共有した情報を発災後速やかに県へ報告する。また、被害状況に応じて、追加報告を行う。

連絡体制

上勝町役場⇔上勝町商工会⇒徳島県商工会連合会⇒徳島県（商工政策課）⇔四国経済産業局

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

自然災害発生後、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。会長は職員がヒアリングした小規模事業者の支援ニーズを集約・整理して、経営指導員等に支援指示を行う。また支援内容によっては、行政や関係機関と連携の上、必要に応じて支援機関につなぐ。

さらに、被災事業者に対する復興・再建のための有効な施策（国・県及び町の施策）等については、郵送やホームページ等で早期に小規模事業者へ周知する。

なお、必要（災害規模）に応じて行政や徳島県商工会連合会と協議し、安全性が確認された場所において被災小規模事業者向けの相談窓口を開設する。

感染症の流行時は、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

行政の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。おおまかな流れは以下の通り。

１）被害状況や支援ニーズの継続的な情報収集及び報告

自然災害発生後の復興支援として、被災企業へのヒアリングにより、機械装置や什器等の復旧、金融相談、人員の確保など支援ニーズを集約し、被災企業の在する行政及び徳島県商工会連合会に報告する。

２）融資あっせんや損害保険の請求対応

経営指導員は被災した小規模事業者に対して、事業再建に向け被災した機械装置や什器等の設備資金・運転資金の融資あっせんを行う。また共済担当職員は地震保険や火災保険など損害保険の請求手続きを支援する。

３）応援体制の確立

自然災害の内容によらず、被害規模が大きく商工会職員の出勤が困難な場合、あるいは商工会職員だけでは復興支援が困難な場合は、徳島県商工会連合会に相談するなど、他の地域からの応援要請を行う。

４）地域活動の実施

地域活動として商工会役職員や商工会青年部・女性部による応援活動・ボランティア活動など状況に応じて実施する。

５）事業再開・再建の取組

事業者の事業再開・再建に向けた取組としては、被災者向け補助金制度や、公的融資制度などの情報提供や申請・実行の支援を行う。

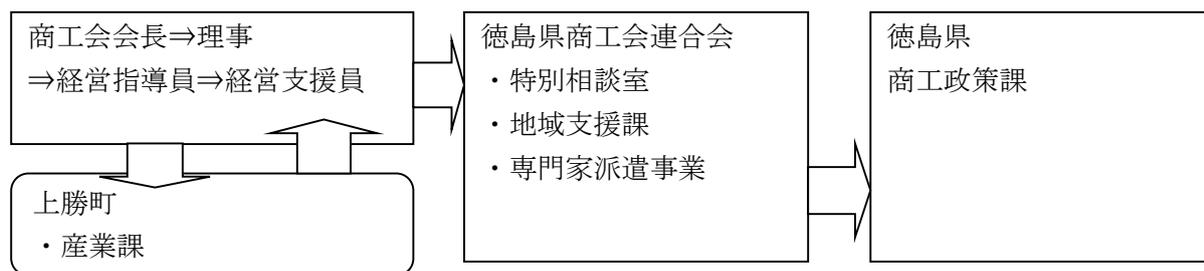
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 武蔵 佳伸(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

上勝町商工会

〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字川北62番地2

TEL: 0885-46-0108 fax0885-46-0309

E-mail: tsci0200@tsci.or.jp

②関係市町村

上勝町役場 産業課

〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1

TEL: 0885-46-0111 fax0885-46-0323

E-mail: sangyo@kamikatsu.i-tokushima.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	250	250
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	100	100	100	150	150

(備考) 必要な資金の額にては、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上勝町補助金、徳島県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等